

平成26年度 食産業王国やまがた推進事業 公募要領

食産業王国やまがた推進事業（以下「本事業」という。）のプロジェクト計画を公募しますので、この公募要領に定めるもののほか、食産業やまがた推進事業実施要綱（最終改正平成26年7月16日付け6次第161号。以下「実施要綱」という。）及び食産業やまがた推進事業実施要領（最終改正平成26年7月16日付け6次第161号。以下「実施要領」という。）に基づき応募してください。

1 事業の目的

本県の優れた農林水産物や地域資源等を活用した商品開発やサービス等の継続的な創出により、農林水産物を起点とする新たな食産業の振興による「食産業王国やまがた」の実現を図るため、県産農産物の県内における最大の需要者である県内食品製造業者の自主性、採択の透明性及び県民への公開性を確保しつつ、農林水産物振興の視点で策定したプロジェクトに従い実施する取組みを支援します。

2 応募者の要件

事業に応募できる者は、県内に主たる事務所を有する食品製造業者（食品製造業を行おうとする者を含む）とします。

ただし、本事業において過去にプロジェクトの採択実績（農林水産物創意工夫プロジェクト支援事業又は食産業王国やまがた推進事業の採択実績を含む）がある場合は、当該プロジェクトと同じ分野又は同一の事業と認められるプロジェクトの応募はできません。

3 対象プロジェクト

主に県産農林水産物を原材料として使用する加工品の製造加工設備・施設などを整備する農林水産物の加工にかかるプロジェクトを対象とします。

4 プロジェクト計画

- (1) 事業を実施しようとする者は、やまがた食産業クラスター協議会その他有識者の意見を踏まえて、プロジェクト計画を策定するものとします。
- (2) プロジェクト計画の期間は3ヵ年とし、最終年におけるプロジェクト目標のほか、計画策定年度以降の各年度の目標を設定するものとします。
- (3) プロジェクト目標は、下記の目標及び独自の目標を設定します。独自の目標は数値目標とします。
 - ①農林水産物を起点とした産出額が増加する目標
 - ②県産農林水産物の使用量（重量又は価格）を現在より増加する目標
 - ③県産農林水産物の使用割合を増加する目標（ア、イのいずれか1つを満たすこと）
 - ア 県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）を現在より概ね10ポイント以上増加※1する目標
 - イ 新たに整備する施設・設備で使用する県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）を概ね50%以上とする目標
 - ④農林漁業者との契約取引を拡大する目標
 - ⑤1.5名（375日）以上の雇用を拡大する目標※1「10ポイント増加」とは割合を更に10%上積みすることをいう。（例20%⇒30%）

5 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次の要件を全て満たすものに限ります。

- (1) 事業実施計画に基づく事業が、プロジェクト計画の目標の実現に直接的に資するものであること。
- (2) プロジェクト計画の目標に照らし、事業実施計画に基づく事業の規模が適切であること。
- (3) 事業実施計画を定めた者の経営状況その他に照らし、事業実施計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。
- (4) 事業実施計画に基づく事業が、本事業以外の国又は県が実施する事業では実施することができないこと。
- (5) 事業実施計画に基づく事業の事業費が200万円以上であること。
- (6) 事業実施計画に基づく事業の事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な実効価格により算定され、事業の実施により設置する施設等の規模及び構造は、事業の目的に合致するものであること。
- (7) 事業実施計画に基づき導入される施設等が、当該事業実施計画を定めた者又は構成員が既に有する施設等の代替として導入されるものでないこと。
- (8) 事業実施計画に基づき導入される施設等は、耐用年数が概ね5年以上であること。

6 補助対象経費の範囲

補助金の交付の対象となる経費は、プロジェクト計画の目標の実現に直接的に必要な事業であって、知事の承認を受けた事業実施計画に基づく、県産農林水産物を活用した食品製造に必要な施設・設備の整備に要する経費（施設については、設備機械の導入に必要な整備・修繕に限る。）とします。

ただし、施設・設備の単なる更新に係る費用は対象外となります。

7 補助率

補助率は、補助対象経費の3分の1以内とします。

ただし、補助対象経費と5千万円のいずれか低い額の3分の1以内とします。

8 応募方法

(1) 募集期間

平成26年7月16日（木）から平成26年8月29日（金）

(2) 応募に必要な書類

ア プロジェクト計画書（食産業王国事業実施要領別記様式第1号）

イ 事業実施計画（食産業王国事業実施要領別記様式第3号）及びその添付書類

(3) 事前相談等

事業の円滑な実施を図るため、下記期限までにやまがた食産業クラスター協議会に相談を申し出なければなりません。

事前相談においては、予め連絡のうえ上記（2）の書類又はプロジェクトの内容がわかる書類をやまがた食産業クラスター協議会に持参し相談してください。事前相談が無い場合は、応募を受理しない場合もあります。

事前相談期限：平成26年8月18日（月）

相談窓口	住所	電話番号
やまがた食産業 クラスター協議会	〒990-0041 山形市緑町1-9-30（緑町会館3階）	023-679-5081

(4) 提出先

応募者は、やまがた食産業クラスター協議会等の指導・助言に基づき作成したプロジェクト計画を、山形県農林水産部6次産業推進課に提出してください。

(5) その他

必要に応じてヒアリングや、応募書類の内容の問い合わせ又は追加資料の要求等を行うことがあります。

9 プロジェクト計画の採択

(1) 審査方法

農林水産部に設置するプロジェクト計画審査会（以下「審査会」という。）において、応募者及び市町村と面談し、次の項目についてポイント制（100点満点）により評価した結果に基づき、予算額の範囲内で採択します。

- ア 産出額の増大
- イ 雇用の創出
- ウ 6次産業化に向けた創意工夫
- エ 実現可能性
- オ 地域や業界への波及効果

(2) 採否の通知

プロジェクト計画の採否については、応募者及び応募者が存する市町村長に通知するとともに、県のホームページで公表します。

10 事業実施計画の承認及び補助金交付決定等に必要な手続き

プロジェクト計画の採択後は、事業実施計画の提出、補助金交付申請等、適時適切に手続きを行ってください。

補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

11 事業実施主体の責務

事業を実施するに当たっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、それぞれの事業において規定する実施要綱・要領等及び平成25年度に制定する補助金交付要綱を遵守し、適正に事業を執行してください。

- (1) 事業実施主体は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。
- (2) 事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (3) 取得財産のうち規則及びそれぞれの事業において補助金交付要綱に規定するものについては、規則に規定する期間内に知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはなりません。
なお、知事が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。
- (4) 事業実施主体は、プロジェクト計画に定めた年次目標の最終年度までの毎年度、プロジェクト計画の成果及び実施状況について、各年度、報告書を提出しなければなりません。
- (5) 事業実施主体は、原則として事業実施から3年目の翌年度に、プロジェクトの進捗状況について審査会による面談を受けなくてはなりません。

- (6) プロジェクト計画の成果及び実施状況については、県のホームページで公表します。また、事業により得られた成果については、事業主体からセミナー等の県事業において発表していただくことがあります。

12 受付先及び相談先

事業の実施に関することについては、山形県農林水産部 6 次産業推進課までお問い合わせください。

所管課	住所	電話番号
農林水産部 6 次産業推進課	〒990-8570 山形市松松波二丁目 8 番 1 号	023-630-3031